

社会福祉法人松里福祉会

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針

社会福祉法人松里福祉会（以下「法人」という）は、多様な人材が安心して求職活動を行える環境を維持するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 基本的な考え方

採用選考プロセスなどにおいて相手の意に反する性的な言動を行い、不快感や不利益を与えたり、実習環境や就業応募の環境を害したりする行為はセクシュアルハラスメントであり、重大な人権侵害であると認識しています。

当法人は、公正な採用選考の考え方に基づき、基本的人権の尊重、適正・能力に基づいた選考を行っており、職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切容認しません。

2. 対象となる方

本方針は、以下のすべての方（以下、「求職者等」という）を対象とします。

- （１）法人の採用面接への参加者及び内定者
- （２）法人の就職説明会への参加者
- （３）法人の雇用する職員への訪問者（ＯＢ・ＯＧ訪問など）
- （４）ボランティア・就業体験・インターンシップへの参加者
- （５）教育課程の一環としての実務経験を積む実習生等

3. 適用範囲

面接会場だけでなく、電話、メール、SNS、オンライン面接、法人説明会、インターンシップなど、当法人の業務に関するあらゆる場面に適用します。

4. 禁止行為

当法人は、求職者に対して以下の言動を行うことを固く禁止します。

- （１）性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- （２）わいせつ図画や画面の閲覧、配布、掲示
- （３）うわさの流布
- （４）不必要な身体への接触
- （５）交際・性的関係の強要
- （６）その他、相手方に不快感を与える性的な言動

5. 連絡手段の指定

求職者等との連絡方法は原則として業務用電話、業務用メールアドレス、法人が管理するアプリケーション、または法人が契約する採用サイト等を使用し、職員個人の SNS や連絡先の交換及び使用は禁止とします。

6. 対応方針

(1) 相談窓口の設置

求職者の皆様からの相談受付窓口を設置します。選考過程においてセクシュアルハラスメントに該当する疑いがあると感じた場合は、遠慮なくご相談ください。相談したことを理由に、選考の可否等において不利益な取り扱いをすることは一切ありません。

(2) 迅速かつ厳正な対処

相談があった場合、迅速かつ正確に事実関係の確認を行います。事実が確認された場合は、法人は行為者に対し就業規則に基づき厳正に対処します。

(3) 相談者の保護

相談者のプライバシー及び名誉を保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報、相談者本人の同意なく行為者等へ開示することは一切ありません。また、事案の解決及び事実関係の確認に必要な範囲でのみ慎重に取り扱い、相談者の意向を尊重して対応いたします。

7. 相談窓口

社会福祉法人松里福祉会 求職者等に対するセクシュアルハラスメント相談窓口

電話 047-384-0595

(8:30～17:00 土日祝日年末年始を除く)

令和8年10月1日
社会福祉法人松里福祉会